

こんにちは！ 日本共産党の 好きです！憲法9条

大名みえ子です

ご相談はお気軽に寄せください

2014年7月10日 №251

〒319-1112

東海村村松2401-2

toukai@oona-mieko.info

電話・ファックス 029-284-0761

行政訴訟控訴審が結審

大豊プラントの産廃破碎・焼却施設許可取消訴訟

(東京高裁)

7月7日、(株)大豊プラントが計画する産廃破碎・焼却施設の設置許可取消訴訟の控訴審が、結審となりました。

照沼控訴人と安江代理人が意見陳述により、控訴審で最後の主張を行いました。判決言い渡しは、9月25日午後1時30分です。

照沼さんは、許可取り消しを求める意見として、6点訴えました。主な内容をお知らせします。

- ① 産廃焼却施設の建設予定地と私の住まいは距離にして10mと離れておりません。お隣さんが産廃焼却施設となってしまうのです。
- ② まず、騒音や振動で、うるさくて眠れなくなります。「勝田プレス」操業時は、交渉を続けて、結果的には「夜10時以降は機械を稼動させない。」こととなり、やっと寝られるようになりました。このように、一応住民の意見を聞いてくれました。しかし、大豊プラントは住民説明会で、「住民の意見は一切受け入れない。」と言っております。
- ③ この焼却施設は24時間運転です。施設の出入り口が私の住まいに向いていますから、騒音以外にも施設内の粉塵・悪臭がまともに私の家を覆います。さらに、廃棄物運搬車輛が毎日30台も出入りするのですから、その騒音や振動、粉塵の被害を受けます。狭い道路一本隔てて住宅が並んでいるのに、騒音等の評価基準が住宅地基準となっていません。
- ④ 私は、この建設予定地から100m離れた1区画で20アールの田んぼを耕作しています。ここで採れる米を食べて60年になり、今後も子供に食べてもらいたいと思いますので、田んぼへの影響が非常に心配です。建設予定地と隣接したところを流れている山からの湧水を田んぼに利用しています。施設から漏れ出した有害物質はすぐに広大な田んぼを汚染するのです。また、煙突から出る有害物質の蓄積による環境汚染です。
- ⑤ けれども、水戸地裁では、県と業者のいいなりの判決が出されてしまい、ものすごく失望し、落胆しました。一体、全国で、こんな住宅の隣接地に産廃焼却施設が認められた例がほかにあるのでしょうか。一体法律は誰のためにあるのか、わからなくなりました。この高裁の審理でも、大豊プラントの焼却施設は欠陥炉だと、専門家が明確に指摘しています。そのうえ、この業者がいかに住民無視の体質か、私たちは身をもって経験してきました。この業者がこの欠陥施設を運転したら、どんな結果を招くか目に見えています。
- ⑥ 裁判官から、細かな規定が法律に書いてないという指摘がありました。だとしたら、住民の命と健康を守る立場で解釈し、判断するのがあたりまえではないでしょうか。一審判決のように、図面が間違っていても問題ない、とか、資金の調達先が二転三転しても経理的基礎はしっかりしているとか、数字やつじつまあわせて許可処分を認めるような判決はもうたくさんのです。

私たちの健康で安心して暮らす権利を守って下さい。私たちの子や孫に、美しい自然と豊かな環境を残して下さい。きれいな水と空気を奪わないでください。

本日提出した署名用紙にも書いてありますが、科学的で合理的な審理をされ、歴史に残る公正な判決を下していただくよう心から訴えて、陳述を終わります。



2013年3月1日行政訴訟水戸地裁判決言い渡しの日。裁判所前でアピールする原告団



署名提出前に

代理人(弁護士)の意見の主な内容をお知らせします。

① 当審では、廃掃法施行規則12条の2第5項1号口「燃焼ガスが摂氏800℃以上の温度を保ちつつ2秒以上滞留できるものであること」の解釈適用に論点を絞って審理を行いました。一次燃焼室は滞留空間に加えるべきではないと力説する三好康彦証人に対し、裁判長が「業界では常識だと言われるんだけれども、業界で常識なら施行規



則にも何らか書いていてよさそうなものだけれども、そこがやっぱり非常にどう理解していいのかがわからないところなんですね、裁判所としては。」と発言されたのがたいへん印象的でした。しかし、その点をどう解釈すべきかについての指針は明確に存在しているということを明らかにしたいと思います。

豊橋市で同じTS型焼却炉を使っているマルコ一商会

② その指針とは、平成9年に公表された「ごみ処理に係るダイオキシン類防止等ガイドライン」です。これは、このガイドラインを策定したメンバーを見れば明らかなように、国の研究機関や大学の研究者、業界団体の技術者など、三好証人の言葉を借りればまさに当時の「日本の英知」を結集して策定されたものであり、当時の厚生省は、この新ガイドラインに基づいて、「ごみ処理に係るダイオキシン類の削減対策について」という通達を出し、このガイドラインに示される恒久対策の基準に適合するよう、恒久対策を検討し、速やかに実施することを、都道府県知事に対して求めているのです。

③ ガイドラインは、このように述べています。「燃焼室内下流側の再燃焼域は、燃焼温度が850℃以上の範囲で、排ガスの滞留時間が2秒以上となるように設計するものとする。その範囲は、主たる2次空気ノズル位置より燃焼室出口まで、又はガスの混合を考慮した位置より燃焼室出口までとし、内面を耐火物にて被覆するものとする。」

これまでしばしば引用してきた「設計要領」の定義は、このガイドラインが示した基準だったわけです。滞留空間を示す「設計要領」の図面も、このガイドラインの図面をそのまま引用したものなのです。

ここでは、2秒の滞留空間は「燃焼室内下流側の再燃焼域」とされており、本件のように、一次燃焼室と二次燃焼室が区別できる構造の場合には「再燃焼域」とは2次燃焼室に他ならないのです。

④ 茨城県は、「産業廃棄物焼却施設に係る技術指針」というものを策定しています。これは、平成12年1月に策定されたもので、このガイドラインや厚生省通達の出された後に、これらを踏まえて策定されたものです。この技術指針の中に、燃焼室における燃焼ガスの滞留についての規定があり、そこには「助燃装置及び二次空気の取入口から下流の温度測定装置までの間で2秒の滞留空間を設ける」とされています。これは、「助燃装置」を必須の装置とされていることを除けば、設計要領やガイドラインの考えに沿った指針であるということができます。

本件許可処分が、県自らが定めたこの技術指針の解釈適用を誤ったものであることは準備書面において繰々述べたとおりですが、単なる着火バーナーを「助燃装置」であるといい、業者自らがパンフレットで一次燃焼空気の機能を強調しているにもかかわらず、これを二次空気と強弁している被控訴人も、それをそのまま追認した原判決も、ガイドラインに沿った通達の趣旨を全く理解していないといわなければならないでしょう。

⑤ 三好証人も強調したように、本件訴訟は、国が通達の形で示したガイドライン(それは単に業界の常識にとどまらず、公権的な解釈指針になっているのですが)、これを正しく解釈適用しているか否かの問題であり、まさに日本の産廃行政のあり方が問われている訴訟なのです。…営利優先の企業があり、行政がその言うなりになっている時に、最後に国民一人一人の生命や健康を守れるのは司法しかないのです。

「司法は生きていた」と、東海村の住民が心から思える御序の優れた判断を、強く期待して代理人の意見とします。